

「安中市パートナーシップの宣誓の取り扱いに関する要綱（案）」に関するパブリックコメントの結果について

○意見等の募集期間：令和2年12月21日（月）～令和3年1月20日（水）

○意見等の受付件数：1件（持参）

1. 意見等の概要及び市の考え方

（1）「第7条 証明書及び証明カードの返還」について

番号	ご提出いただいた意見等の概要	市の考え方
1	（1）の双方ではなく、片方の意思で解消でよいと思う。	パートナーシップが解消された場合、どちらか一方が届け出ればよいとしている地方自治体があることは承知していますが、本市の制度では法律上の協議離婚に準じ、二人の自由意思の合致によるパートナーシップ解消を原則としたいと考えます。ご意見を踏まえて、今後、制度の利用者などから多くの要望があれば、検討の上、改正を行います。
2	（2）では、簡単に解消できるので、解消について揉めた者同士がトラブルになった場合、解消目的の転出が増えると思われる。また、一度解消した者同士は、再度、宣誓できない期間も設けるべきだと思う。	この規定は、一方又は双方が転出した場合、第3条の要件を欠くこととなりますので、証明書及び証明カードの返還を求めるという趣旨ですが、パートナーシップ制度は、法的な効力はなく、権利の発生や義務の付与を伴うものではないため、解消の目的だけで市外へ転出することは、一般的には考えづらいと思われます。 また、法律上の離婚でも離婚した同じ相手と再婚する場合に、再婚禁止期間はありませんので、当事者の意思を尊重し、特に宣誓できない期間を設ける必要はないと考えます。

(2) 「第5条 証明書及び証明カードの交付」について

番号	ご提出いただいた意見等の概要	市の考え方
1	様式第2号、第3号について（裏）の文章の「この証明書は～」の文章が特別扱いを求めるように感じます。法律上の効果がないのであれば、快く思えない人への配慮や多様性にも気遣う必要があると思う。	パートナーシップ証明書及び証明カードは、市の内部規定である要綱に基づく書類であり、法的な効力はありませんが、性の多様性を尊重する取り組みとして、当事者が個人として尊重され、生き生きと生活されることを、安中市として応援するものであり、活用可能な民間事業者のサービスにも広く波及することを期待しています。 ご意見を参考に、パートナーシップ制度の趣旨を市民の皆様にご理解いただけるよう、周知・啓発に努めてまいります。

【問合せ】

安中市役所市民部 市民生活課 相談支援人権係

電話：382-1111（内線1207）

Eメール：seikatsu@city.annaka.lg.jp